

甲府市農業委員会 9 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 9 月 2 9 日 (月) 午後 2 時 0 0 分

2. 会 場 甲府市南公民館

3. 出席委員 (1 7 名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋 三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	8 番 越石 和昭	10 番 關野 登
11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二	14 番 野澤 洋子
15 番 長田 正実	16 番 菊島 建		

4. 欠員 (1 名)

9 番

5. 欠席 (1 名)

7 番 小松 芳彦

6. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	白倉 修
農地係 係 長	中村 勝
係 長	窪田 光洋
主 任	内藤 ひとみ
振興係 係 長	長澤 和利

7. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定 による農地中間管理機構への要請することについて

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号	農地法第 4 条の規定による届出について (市街化区域届出)
報告第 4 号	農地法第 5 条の規定による届出について (市街化区域届出)

午後 2 時 0 0 分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 1 名、17 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 9 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、9 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に今回は、4 番の宮川俊一委員と 5 番の興水辰次委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第 3 条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が 1 件及び贈与が 1 件の合計 2 件ございます。2 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の○面、○面は○○を挟んで○○、○面は○○、○面は○○となっております。

申請地は現在、○○の○○が○○であり、今回、譲渡人の○○を譲受人が取得し、○○となり、申請地を○○して耕作することとなりました。

譲受人は現在、○○に居住し、所有する農地では○○、○○、○○などを栽培しており、申請地では、○○、○○等を栽培する計画であります。

続きまして、議案書 1 ページの 2 番、地図 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地については、○○あり、申請地の場所については地図のとおりとなります。

譲受人は〇〇で〇〇するため、農地を探していましたが、〇〇の譲渡人が〇〇した〇〇と〇〇を〇〇したいとの希望があったことから、〇〇により、農地を譲り受けるものであります。

譲受人は〇〇で〇年間、農業の経験があり、譲渡人が〇〇する農地を取得後は、〇〇のある〇〇に〇〇し、〇〇から〇〇の位置にある〇〇の農地で、譲受人と農業経験〇〇年の〇〇の〇〇で、〇〇、〇〇の栽培を行い、〇〇していく予定であります。

また、〇〇している〇〇については、〇〇し、〇〇や〇〇を栽培する予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第4条につきましては、農地の所有者ご自身が、農地転用するものであります。今月は、2件ございます。

議案書2ページの1番、地図は3ページの4条NO. 1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は〇〇であります。

申請地の〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請人は、〇〇の農地を〇〇として〇〇する際に、申請地が〇〇であったため、〇〇しましたが、農地転用許可の手続きを怠り、〇〇について今回、始末書添付による申請によって是正することとなりました。

なお、申請地は〇〇しても農地としての利用は見込まれないことから、始末書の添付により転用するものであります。

続きまして、議案書 2 ページの 2 番、地図は 4 ページの 4 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、申請人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は敷地の拡張であります。

申請地の〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

〇〇年頃、申請地と申請地〇側の土地が〇〇となり、申請地を〇〇しましたが、農地転用許可の手続きを怠ったまま、〇面の〇〇から〇〇するための〇〇として利用してきましたことから今回、始末書添付による申請によって是正することとなりました。

なお、申請地は〇〇しても農地としての利用は見込まれないことから、始末書の添付により転用するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 2 号につきましても、事前にご意見等はないと思いますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 2 号については決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第 5 条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、2 件ございます。

議案書 3 ページの 1 番、地図は、5 ページの 5 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇に伴う〇〇であり、〇〇は〇〇でございます。

まず、〇〇の〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面、〇面は〇〇で、また〇〇の〇面、〇面は、〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は〇〇で〇〇を営む〇〇であり、申請地の〇面の〇〇を〇〇するため、〇〇を設置しますが、〇〇に〇〇が〇〇必要となることから、申請地を〇〇に転用するも

のであります。なお、〇〇については〇〇に〇〇するとのことでもあります。

続きまして、議案書 3 ページの 2 番、地図は、6 ページの 5 条 NO.2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、耕作土置場でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇であり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

賃借人は、〇〇であり、〇〇の農業委員会定例総会において、〇〇を〇〇の〇〇を〇〇するための〇〇として、〇〇の許可を得ましたが、〇〇が不足したことから、今回、申請地を賃借し、〇〇に〇〇するものであります。

なお、〇〇は、〇〇から〇〇までの〇〇で、〇〇は、〇〇となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第 3 号につきましても、事前にご意見等はないいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第 3 号については、決定いたします。なお、議案第 3 号のうち、1,000 ㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第 1 号から第 4 号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書 4 ページは、先月の総会案件のうち、農地法第 5 条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書 5 ページから 10 ページまでは、8 月 9 日から 9 月 8 日までに受理しました、相続等の 3 条の届出、市街化区域における農地法 4 条及び農地法 5 条の届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第4号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第4号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第5号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いいたします。それでは、議案第4号の説明をいたします。

議案書11ページをご覧ください。

まず、新規設定の集計表となりますが、農地中間管理機構において10月27日公告、11月1日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇地区から、〇〇の申請がありまして、面積は、〇〇㎡でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました31,658㎡で、達成率は27パーセントでございます。

次に、12ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今回、再設定の案件はありませんでした。

続きまして、13ページが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付でありまして、14ページが、借受人となります。なお、お名前の後ろに（認）とありますのは、認定農業者の略でございます。

貸付人、借受人の住所・氏名・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の15ページ及び16ページをご覧ください。

今月は、3件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の住所・氏名・解約の理由等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。こちら事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、採決をいたします。議案第４号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員同意 》

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第４号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第５号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、委員の皆さんより何かありましたらお願いします。

《 意見・質問なし 》

無いようですので、以上をもちまして、９月定例総会を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

午後２時３５分 閉会